

●妊婦のための支援給付金（妊婦支援給付金）について

～妊娠・出産・子育て期の面談を行い、伴走型の相談支援と合わせて、
経済的支援として給付金を支給します。～

★妊娠届出時★

1 回目の支給⇒ 母子手帳交付時に妊婦支援給付認定の申請

・対象者

申請時に南城市に住民登録があり、令和7年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦

・給付金額

妊婦1人につき5万円（双胎妊婦の場合も5万円の支給）

・支給までの流れ

- (1) 母子手帳交付時に保健師等と面談し、「南城市妊婦給付認定申請書（1回目の給付）」を記入します。
- (2) その日に提出するか、後日郵送で健康増進課あてに提出可。
- (3) 申請書を受付けた月の翌月末までに、妊婦給付認定の決定と支払い予定日を通知します。

★出産後★

2 回目の支給⇒ 妊婦給付認定を受けた妊婦が胎児（子ども）の数を届出
※妊娠を継続できなかった方も対象です。

・対象者

申請時に南城市に住民登録があり、令和7年4月1日以降に出産した産婦
（妊娠継続できなかった方も対象です）

・給付金額

胎児または出生児1人につき5万円（双胎の場合は10万円の支給）

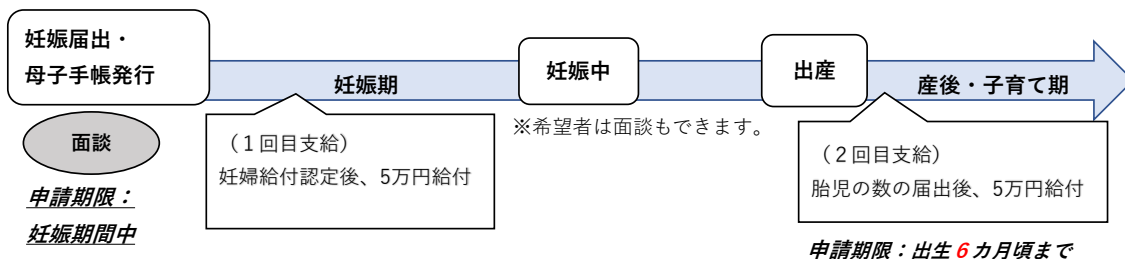
・支給までの流れ

- (1) 出生届出時に、「南城市胎児の数の届出書（2回目の給付）」を記入します。
- (2) その日に提出するか、後日郵送で健康増進課あてに提出可。
出生後6カ月頃までに窓口または郵送で提出して下さい。
- (3) 申請書を受付けた月の翌月末までに、支払い予定日を通知します。

【申請時に必要なもの】

- 本人確認ができるもの
（妊産婦の運転免許証又は、マイナンバーカード等）
 - 振込先金融機関の口座が確認できるもの
（妊産婦の通帳又は、キャッシュカード）
- ※妊娠継続出来なかった場合、母子手帳または診断書

～給付金交付の流れ～



※ 転出元の市町村から妊婦支援給付金の給付（申請）を受けていない場合は、
健康増進課までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】南城市役所 健康増進課
担当：妊婦支援給付金担当
TEL：098-917-5324